

令和4年10月1日

大阪府住宅供給公社

最低制限価格の事後公表及び変動型最低制限価格制度の導入について

最低制限価格については、その事前公表により適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること等の指摘があることを踏まえ、入札制度の適正化に向け、最低制限価格の公表を事前公表から事後公表に変更します。

またこれに伴い、ランダム係数処理による変動型最低制限価格制度を導入します。

1. 対象 当公社で入札を執行する全ての事後審査型条件付き一般競争入札案件

2. 実施時期 令和5年4月1日以降の発注分から

3. 最低制限価格の算定基準

【現行】

直接工事費の97%
共通仮設費の90%
現場管理費の90%
一般管理費等の68%
の合計額（最低制限価格算出基礎額）
設定範囲：予定価格の75%～92%
※ただし、昇降機設備工事で、機器類の据付が主体であるもの及び浴槽等設置工事は予定価格の75%最低制限価格算出基礎額を千円未満の切捨てによる端数処理を行い算出した額

【改定後】

直接工事費の97%
共通仮設費の90%
現場管理費の90%
一般管理費等の68%
の合計額（最低制限価格算出基礎額）
設定範囲：予定価格の75%～92%
※ただし、昇降機設備工事で、機器類の据付が主体であるもの及び浴槽等設置工事は予定価格の75%最低制限価格算出基礎額を千円未満の切捨てによる端数処理を行い算出した額に、0.9975から1.0025までの範囲内の0.0001刻みの数値の中からシステムが無作為に選択した数値を乗じた額（1円未満の端数を切捨て）

【問い合わせ先】

総務課 契約グループ

TEL 06-6203-5407（直通）

営業時間 平日 9:00～17:45 休日：土・日・祝